

(改訂) 一般廃棄物会計基準に関する FAQ
(よくある質問集)

令和4年 1月

【目次】

○全般

- Q1 **（導入の定義）** 一般廃棄物会計基準（以下、「会計基準」という。）の導入について、「導入」の定義とはどのようなものか。毎年度行われる一般廃棄物処理事業実態調査（以下、「実態調査」という。）をもとに財務書類を作成していれば導入ということになるか。あるいは、当該会計基準による勘定科目を市の会計システムに組み込む、予算科目に反映するなどの対応が求められるか。……………10
- Q2 **（ごみの総処分量）** 本市では、ごみ処分を近隣市から一部受託しているが、実態調査においては、その受託した数量については計上せず、資源化量等についても按分し、本市における数量のみを計上している。今回、会計基準の改訂に伴い策定した支援ツール（以下、「新支援ツール」という）において、実態調査の数値を基礎として入力する項目があるが、原価計算という観点からは、実態調査の数値ではなく、受託した数量を含めた総処分量を計上するという考えでよいか。……………10
- Q3 **（集団回収量）** 集団回収量について、回収量は把握しているが、収集から処分まで市が関与しない場合は、直営～直接搬入のどの区分に該当するか。……………10
- Q4 **（優良事例）** 市町村向け説明資料「第Ⅰ部背景と目的（現行の会計基準）」の中で、市町村の役割にコスト分析及び情報提供とあるが、会計基準を導入後ホームページ等で公表する以外で情報提供としての優良事例はあるか。……………10
- Q5 **（固定資産台帳）** 固定資産台帳の対象部門の使用割合について、当組合ではごみ処理とし尿処理を行っており、管理事務所はごみ処理施設の方にあり、ごみ処理とし尿処理両方の事務処理を行っている。この場合、どのように整理したらよいか。（事業費按分か、人件費按分か）……………11
- Q6 **（単価契約）** 本市ではプラスチック製容器包装について収集運搬および再資源化を一括で委託契約（単価契約）している。この場合、新支援ツールの収集運搬および資源化の項目に、どのように入力することになるか。……………11
- Q7 **（建設中の資産）** 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中のため、現時点では資産として計上していない。そのため、土地を含め有形固定資産の対象外として考えているが、この考え方で進めてよいか。
（広域ごみ処理施設は令和n年度から供用となりますので、その時点で資産に計上する考えとしているが、これでよいか。）
また、産業廃棄物最終処分場およびし尿処理施設（下水道放流）についても算出対象外と考えているが、これでよいか。……………11

○会計基準

（P7）基本事項 部門の定義 作業部門

- Q8 焼却灰及び飛灰の熔融固化（資源化）を民間事業者へ委託する場合は、中間処理に計上か、最終処分に計上か。……………11

Q 9 **原価計算書の作業部門**について、収集運搬については構成市町村が行い、中間処理以降を一部事務組合で行っている場合、当該一部事務組合の作業部門に収集運搬は含まれないと考えてよいか。……………12

Q 1 0 **収集運搬部門の定義**について、当市のごみ集積所の塵芥収集に係る業務は、委託により行っているところである。そのため、当市の担当部署では、当該委託に関する業務のほか、啓発活動、集団回収への支援、不法投棄防止対策などを行っており、こうした啓発活動等は、「管理部門」に該当することになるかと考えられるところであるが、その他、ごみ集積所の設置、管理に関する業務も行っており、この「ごみ集積所の運営管理に関する業務」は、管理部門の該当でよいか。それとも、収集運搬部門の該当になるか。……………12

Q 1 1 当市では、ごみを中間処理施設等に搬入する前に計量所を設置し、(a) ごみ処理に係る受付及び手数料の徴収、(b) 搬入量を計測する計量システムの管理を行っているとあり、(a) に関する業務は、収集運搬部門を管理する部署が担当し、(b) に関する業務は、中間処理施設や最終処分施設の施設部門を管理する部署が担当しているところである。

中間処理施設にごみを搬入する前の(中継施設はない。)計量所の受付管理、システム管理に係る経費については、「収集運搬部門」、「中間処理部門」又は「管理部門」のどの部門の経費として計上するのがよいか。……………12

(P8) 資産・負債一覧表 総則

Q 1 2 計上する資産については、補助対象施設のみではなく、市のごみ処理施設全般となるか。……………12

(P8) 資産・負債一覧表 資産の部 総則

Q 1 3 「流動資産」「固定資産」の区分を行わないとあるが、一般に「流動資産」に区分される「現金、普通預金、貯蔵品」は、改訂後の会計基準では、「資産の部-その他」に区分される、という理解でよいか。……………12、13

(P9) 資産・負債一覧表 用語の定義

Q 1 4 一般廃棄物最終処分場については資産として記載する必要があると考えているが、再調達価格の算定においては、路線価等、評価額を算出するための基準がない。対象地から一番近い路線価を用いる等、市独自の算出方法を用いてよいか。……………13

(P9) 資産・負債一覧表 資産の部 有形固定資産

Q 1 5 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設の建設に伴う環境影響評価を行ったが、県環境審議会でも事後調査を指示された。そこで①環境影響評価本調査に係る経費については、建設費用に含むため、計上せず、②事後調査に係る費用については、その他の移転費用として計上すると考えてよいか。……………13

Q 1 6 取得価額が 50 万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とするがあるが、仮に 30 万円の機械設備を購入した際には、費用計上される、という理解でよいか。……………13、14

(P10) 資産・負債一覧表 負債の部 総則

Q17 「流動負債」「固定負債」の区分を行わないとあるが、一般に「流動負債」に区分されるものがあつた場合には、「負債の部-その他」に区分されるという理解でよいか。……………14

(P10) 資産・負債一覧表 負債の部 地方債

Q18 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中のため、広域ごみ処理施設建設工事の起債については資産として計上していないため対象外と考えてよいか。…14

(P11) 資産・負債一覧表 負債の部 退職手当引当金

Q19 一部事務組合において当該組合のプロパー職員にかかる退職手当引当金は当然計上するが、構成市町村から当該組合に出向している職員にかかる退職手当引当金は、改訂後の会計基準においては、計上を要さないという理解でよいか。……………14

(P12～13) 原価計算書 処理原価 人件費

Q20 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設を運営している一部事務組合の人件費は、全額ごみ処理原価に計上可能か。

※啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等は組合の設立目的に含まれていないが、施設見学等、わずかに啓発活動を行っている。……………14

(P12～16) 原価計算書

Q21 ごみ中間処理施設を建設・運営を目的とした一部事務組合において、次の経費はごみ処理原価に含めるか教示願いたい。

【原価に含むと考えるもの】

- ・議員、監査委員以外の特別職（管理者等）の報酬（その他の人件費）
- ・建設地域の地元住民による環境保全活動に対する補助金（その他の移転費用）
- ・施設建設に係る地方債の利子（その他の移転費用）
- ・地域外の最終処分場を利用した際発生する、同級他団体に支出する環境協力負担金（その他の移転費用）
- ・中間処理施設の敷地、搬入用道路等の管理に係る経費（物件費、処理費）
- ・中間処理施設の火災保険や公用車のリース料（その他の物件費）

【原価に含まないと考えるもの】

- ・中間処理施設建設に伴い整備した地域振興施設の運営負担金
- ・組合議員の報酬
- ・監査に係る経費
- ・ホームページ、施設見学への対応などに係る経費
- ・災害等による敷地の復旧工事に係る経費

……………15

(P14) 原価計算書 処理原価 物件費等 委託費

Q2 2 当組合は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設を運営しており施設の運営管理業務の委託契約は、人件費・薬剤費・修繕費等の施設の運営に必要な経費から、売電による収入等の一部を運営事業者の所掌とし、売電収入のうち運営事業者の所掌の額としたものを控除した額を委託料として支払う契約となっている。

ごみ処理原価について、実態調査 7 2 表には、運営事業者に支払った額（売電額の一部を控除した後の額）を記載しているが、ごみ処理原価を計算する際は、ごみ処理にかかった費用（提案額を控除する前の金額）で計上すべきと考えるが、いかがか。・・15、16

**(P16、P18) 原価計算書 処理原価 移転費用 行政コスト計算書 経常費用
管理費用 移転費用**

Q2 3 「2 処理原価 (3) 移転費用」の区分について、「組合分担金等（処理及び維持管理費）」となっており、「Ⅲ一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」の説明について、「組合分担金等（処理及び維持管理費）」と同一の文言が記載されているが、この両者の違いは何か。また、当市では、「組合分担金」として、「組合の議会及び執行機関の運営経費に係る負担金」を支出しているところであるが、当該負担金は、「2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成 ③移転費用」に計上することでよいか。……………16

(P17～18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用

Q2 4 本組合は、3 市を構成市とする一部事務組合であり、3 市が各々ごみ焼却施設を所有し、処理している。各施設の老朽化が著しいことから、3 市のごみを焼却する施設（令和 n 年度：設計、令和 n + 1 年度～令和 n + 3 年 6 月：施工）を本組合が建設する計画となっている。そこで以下 3 点について質問する。

- ①その建設費に対して令和 n 年度から交付金を活用するよう地域計画を策定しており、令和 n 年度から本組合が交付金申請を行う予定としている。令和 n 年度については、計画支援事業のため原価計算書等の提出は不要という理解でよいか。
- ②令和 n + 1 年度からの施工については交付金申請時に添付する会計基準に則した原価計算書等は、本組合の令和 n - 2 年度分を添付し、各構成市分の原価計算書等は不要という理解でよいか。
- ③新支援ツールの「6-1 基礎情報シート（一部事務組合・広域連合用）」の記入について、一部事務組合等は情報が少ないため補足情報を記載となっているが、過去 3 年における構成市の状況とは具体的には何を記載すればよいか、具体例があれば教示願いたい。……………16、17

Q2 5 管理職に係る人件費については、一律に「管理部門の人件費」として計上するべきか。または、職務内容に応じ、一部を収集運搬部門や中間処理部門などに按分した上で計上するべきか。……………17

(P18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用 その他管理費用

Q2 6 改訂後の会計基準では、ごみ処理事業債の利息は、ごみ処理原価ではなく、行政コスト

- になると言う認識で良いか。……………17
- Q 2 7 会計基準の改訂に伴い、ごみ処理事業債等の利息がごみ処理原価とされなくなった理由は何か。……………17
- (P 2 1) 行政コスト計算書 経常外費用 移転費用**
- Q 2 8 移転費用については、会計基準新旧対照表の 39 ページに「5 経常外費用 (2) 移転費用」として「組合分担金等 (建設・改良費)」「その他」に区分するようになっているが、「その他」として想定されるものに何があるか。……………17
- (P 2 3) 行政コスト計算書 経常外収益 施設整備補助金等収入**
国県等支出金 (施設整備補助金)
- Q 2 9 「経常外収益」の (1) 国県等支出金 (施設整備補助金) と実態調査の数値は必ず一致する必要があるか。……………17
- Q 3 0 計画支援事業として、交付金を受け入れた場合でも、「経常外収益」の (1) 国県等支出金 (施設整備補助金) に計上するのか。……………18
- (P 2 8) 資産・負債一覧表 様式第 1 号**
- Q 3 1 「様式第 1 号 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表」について、一般に複式簿記においては、貸借対照表の借方と貸方の計は一致することになるが、本一覧表には、「(差引) 資産負債差額 c」という欄があり資産合計と負債合計が一致しない場ことを想定しているが、資産と負債の差額が発生する例はどのようなものか。……18
- 新支援ツール関係
- Q 3 2 「**固定資産台帳作成支援ツール**を用いる方法」「**統一的な基準に基づくセグメント別財務書類**を用いる方法」について、どちらでも良いか。……………18
- Q 3 3 **廃棄物種類**ごとの原価計算について、新支援ツールでは生活系と事業系の 2 つの種類で原価計算等を行うが、廃棄物種類ごと (例えば、燃やせるごみ、アルミ缶等々) の原価を算出したい場合、新支援ツールを使用して算出された結果からこれらの廃棄物種類ごとの原価を算出することはできないか。もしできる場合算出方法を教示願いたい。…18
- Q 3 4 **負債シート**の作成について、その他の記載欄については、上記 (地方債、長期未払金、退職手当引当金) 以外 (賞与等引当金など) の負債をいう旨が記載されているが、賞与等引当金以外にも該当するものがあるか。……………18、19
- Q 3 5 新支援ツールの「**その他費用・収益シート**」について、「経常収益の算定」の 2. 補助金等収入の (3) その他 及び「経常外収益の算定」の 1. 施設整備補助金等収入 (3) その他 ですが、起債があれば入力を要するか。……………19
- Q 3 6 新支援ツールの「6.原価集計」シートの従事職員数按分について、収集担当課や中間処理担当課の管理職や庶務担当者は、「6.原価集計」シートの「3 (1) 従事職員数による按分基準 (人件)」の「管理」又は「収集運搬」等のいずれに計上すればよいか教示願いたい。(所属課の性質を考慮して「収集運搬」等に計上すればよいか。又は、現場作業に直接関わらない職員は全て「管理」にまとめて計上すればよいか。) ……19

- Q37 **基礎情報入力シート**の、(3) 直接資源化、直接埋立量のうち、「処理残渣埋立」は全体の数量はわかりますが生活系と事業系の内訳を出すことは困難である。
その場合、生活系・事業系のそれぞれのごみ処理量をもとに按分しても構わないか。
.....19
- Q38 行政コスト計算書等作成の元となる新支援ツールの入力シート「**1. 基礎情報**」には生活系ごみ及び事業系ごみと分けられており、さらに直営・委託・許可・直接搬入と分かれているが、当組合では各構成市からのごみの搬入量は把握しているが、シートにあるようなごみの具体的な内訳までは把握していない。当組合の事業にかかる計算書等を作成するにあたり、上記の区分で入力シートを作成するのではなく、例えば、生活系ごみ・混合ごみ・直営の欄に全体のごみ焼却量を一括で入力しても支障ないと思うが、これでよいか。.....20
- Q39 新支援ツール(1) **基礎情報シート**の作成について、2. (3) 直接資源化、直接埋立量の21表を基に、処理残渣埋立量を生活系と事業系に分けて記入するようになっているが、分けることが難しい場合は、入力しないとしてよいか。.....20
- Q40 **資産シート**の作成について、作成手順として、一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除くに係る「取得価格」及び「減価償却累計額」)を記入するよう記載がある。
資産シートを作成する上で、実態調査で報告している施設の有無に関わらず、行政財産として管理している旧処理施設、旧埋立地に関する全ての行政財産を積み上げた金額を入力する必要があるか。
また、環境啓発に関する部門についても、作業手順に記載のある一般廃棄物処理に関する事業に該当するか。
最後に、資産シートを作成するに当たり、固定資産台帳を基に入力する必要があるが、本市で確定した固定資産台帳は平成30年度末のものとなっている。現在、令和元年度の固定資産台帳の作成を行っている状況であり、確定する時期は、令和3年度を予定している。そのため、本市で最新のものである平成30年度末の固定資産台帳に基づき、資産シートを作成することでよいか。.....20
- Q41 「**2. 資産**」シートについて、「一般会計等 財務4表 貸借対照表」の「現金預金」や「財政調整基金」については、明確にどの事業の資産か判断できません。会計基準の作成では、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除く)」の資産と判断できない場合は、資産として計上しなくて問題ないか。
また、「**3. 負債**」シートについて「一般会計等 財務4表 貸借対照表」の「現金預金」や「財政調整基金」については、明確にどの事業の資産か判断できない。会計基準の作成では、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除く)」の資産と判断できない場合は、資産として計上しなくて問題ないか。
※上記で計上する場合は、市全体の現金預金等のうち一般廃棄物事業分を計算(按分等)する必要があると思う。会計基準等を確認した限りではそのような記載は無

- かったため、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除く）」の資産・負債と判断できない場合、会計基準への計上は不要と考えている。……………21
- Q4 2 新支援ツールの「6. 原価」シート基礎情報の「ごみ搬入量及び直接資源化、埋立量」について、計算式が「基礎情報（市区町村用）」と「基礎情報（事務組合用）」の値となっている。一部事務組合の場合であっても、「基礎情報（市区町村用）」への入力が必要なのか。「基礎情報（事務組合用）」への入力だけでは、不足が生じてしまうのではないか。……………21
- Q4 3 新支援ツールの「6. 原価」シートの作成について、1. 実態調査 34 表「処理費及び維持管理費」の中の「その他」の部分は、「実態調査 34 表 01 列 23 行の金額の内訳として、『移転費用(補助金・第三セクターへの拠出金等（集団回収に係る自治会等への補助費を含む））』『支払利息』『その他（物件費に該当するもの）』に区分し、入力してください。」とあるが、この3つに分けることが難しい費用については、入力しないとしてよいか。……………21、22
- Q4 4 新支援ツールの「6.原価」シートの従事職員数按分について、実態調査 03 表の「技能職・その他」にあたる職員は、「6.原価」シートの「3（1）従事職員数による按分基準（人件費）」の「管理」又は「収集運搬」等のいずれに計上すればよいか教示願いたい。（所属課の性質を考慮して「収集運搬」等に計上すればよいか。）……………22

○交付金関係

- Q4 5 『一部事務組合等の場合は、交付申請書等に添付する「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表」は、組合全体の計算書等を添付して下さい。構成市町村毎の計算書等は不要です。』と通知があったが、1町2組合で管理している既存の3施設を集約化することとし、広域連合で新設する場合、計算書等は1町2組合のデータを合算し広域連合として作成することになるか。……………22
- Q4 6 令和3年度分の交付金を申請する際に提出する財務書類は、新支援ツールの簡易版で作成したものでよいか。……………22
- Q4 7 新支援ツールについて、「簡易版」「詳細版」のどちらを使っても、交付金の要件として認められるか。……………22
- Q4 8 当市は、全国都市清掃会議が策定している会計基準（全都清方式）の考え方を踏襲しつつ、改訂前の会計基準の支援ツール（「旧支援ツール」という。）を活用して算出するという独自の方式で算出しており、これまで通り、旧支援ツールで作成した資料を提出しても交付要件を満たしていると考えてよいか、それとも新支援ツールで作成する必要があるか。……………23
- Q4 9 改訂前の会計基準（旧支援ツール）を使用して財務書類を作成することは、自治体担当者にとって作業負担が大きいのが、廃棄物行政の状況を把握する上では有効と考える。現在旧支援ツールを使用して財務書類を作成している自治体にとっては、新支援ツールに切り替えるべきか、または旧支援ツールを使用し続けることでもよいか。

- また、交付金の交付要件にも挙げられているため、その部分の取り扱いについても教示願いたい。なお、旧支援ツールを使用して財務書類をこれまで作成しており、新支援ツールに切り替えた場合、これまでの旧支援ツールでの算出結果と新支援ツールでの算出結果では、この2つの支援ツールの結果を経年的に比較するのは有効ではない（二つの支援ツールでの整合性はない）ということか。……………23
- Q5 0 令和n年度の交付金申請時点では令和n－2年度分までしか算定できないが、申請時点で算定している直近年度の原価計算書等を提出すれば交付要件を満たしていると考えてよいか。……………23
- Q5 1 当組合では4つの構成市から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分にかかる業務を担当し、収集輸送や組合の施設を介さない資源化などは構成市が行っているが、一部事務組合の場合は、交付申請書等に添付する「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産負債一覧」は、組合全体の計算書等を添付すれば足り、構成市町村毎の計算書等は不要と理解している。これは、組合所管業務だけで計算書等を作成し、組合が関与しない収集輸送や資源化等の構成市所管業務に関する経費等は計上しなくてよい、という意味か。あるいは、構成市別に分ける必要はないが収集輸送等、組合所管業務以外も含めて計算書等を作成する必要があるか。……………23,24
- Q5 2 一部事務組合が交付金を活用して新たなごみ処理施設の整備を進める場合、構成市町村についても会計基準の導入が必要となるか。……………24
- Q5 3 一部事務組合の場合、入力用の各シートには一部事務組合の内容のみを入力するのか。各構成市町村の情報は入力不要か。また、各構成市町村の入力が必要な場合は構成市町村ごとの数値を合算して計上すれば良いか。構成市町村ごとにファイルを作成する必要があるか。……………24
- Q5 4 ごみ焼却施設の新設の際に交付要件となる財務書類の対象範囲について、当組合は5市1町で構成される一部事務組合であり、管内の可燃ごみの焼却処理を行っている。また、収集運搬及び可燃ごみ以外の中間処理は構成市町がそれぞれ行っている。地域計画は組合と構成市町が合同で作成しているが、当組合がごみ焼却施設を新設する場合、財務書類の作成範囲は、組合の会計のみ（構成市町負担金は財務書類の該当欄に計上）でよいか。または、組合会計及び構成市町会計のうち一般廃棄物事業に係る部分を合算して財務書類を作成する必要があるか。……………24、25
- Q5 5 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中であり、広域ごみ処理施設組合は未設立であるが、広域ごみ処理施設の資産、負債を計上する必要がある場合、提出は2市2町を合算した分ではなく、A市分のみと考えている。他市町（B市・C町・D町）分は不要としてよいか。……………25
- Q5 6 当事務組合のn年度の交付申請は、広域ごみ焼却施設の新設に係る計画支援事業（調査・計画等）のみに対しての申請となることから、計画支援事業の交付申請においては、「原価計算書」、「行政コスト計算書」、「資産負債一覧表」の提出は不要とある

が、前述の3書類について作成できる内容が無い場合提出不要との認識でよい。

(当事務組合においては、広域ごみ焼却施設の新設に関し、調査・計画類を策定する段階であり、土木・建設事業はn+4～n+5年度から開始される見込みとなっている。現時点では、各構成自治体のごみ焼却施設を所有・運営している) ……………25

Q57 注記の対象については、平成17年度創設以降、交付金(二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む)の交付対象となったすべての事業となるか。

また、古い施設など、交付金(二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む)対象外の施設は記載不要となるか。

最後に、事業が完了していないものも、予定として対象となるか。……………25、26

【回答】

○全般

(導入の定義)

Q1 一般廃棄物会計基準（以下、「会計基準」という。）の導入について、「導入」の定義とはどのようなものか。毎年度行われる一般廃棄物処理事業実態調査（以下、「実態調査」という。）をもとに財務書類を作成していれば導入ということになるか。あるいは、当該会計基準による勘定科目を市の会計システムに組み込む、予算科目に反映するなどの対応が求められるか。

A1 会計基準の「導入」とは、環境省の会計基準の支援ツール（新・旧）を活用したり、全国都市清掃会議方式、自治体独自方式等により財務書類（原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧表）を作成することといいます。したがって、市の会計システムに組み込む等の対応まで求めているものではありません。

(ごみの総処分量)

Q2 本市では、ごみ処分を近隣市から一部受託しているが、実態調査においては、その受託した数量については計上せず、資源化量等についても按分し、本市における数量のみを計上している。今回、会計基準の改訂に伴い策定した支援ツール（以下、「新支援ツール」という）において、実態調査の数値を基礎として入力する項目があるが、原価計算という観点からは、実態調査の数値ではなく、受託した数量を含めた総処分量を計上するという考えでよいか。

A2 お見込みのとおりです。

(集団回収量)

Q3 集団回収量について、回収量は把握しているが、収集から処分まで市が関与しない場合は、直営～直接搬入のどの区分に該当するか。

A3 集団回収量については、支援ツールの「分析シート」において「1kg当たりのコスト等情報」を算定するために用いますが、原価計算書における按分計算に用いられません。よって、支援ツール「原価シート」3（2）集団回収量は「直接搬入」の区分に「1、基礎情報」シートから数値が入力されるよう算式が入っていますので、その算式のまま使用してください。

(優良事例)

Q4 市町村向け説明資料「第I部背景と目的（現行の会計基準）」の中で、市町村の役割にコスト分析及び情報提供とあるが、会計基準を導入後ホームページ等で公表する以外で情報提供としての優良事例はあるか。

A4 会計基準を導入後ホームページ等で公表する以外で情報提供としての優良事例は調査していません。

(固定資産台帳)

Q5 固定資産台帳の対象部門の使用割合について、当組合ではごみ処理とし尿処理を行っており、管理事務所はごみ処理施設の方にあり、ごみ処理とし尿処理両方の事務処理を行っている。この場合、どのように整理したらよいか。（事業費按分か、人件費按分か）

A5 管理事務所に係る固定資産計上額は、団体の判断により、合理的な基準（事業費按分等）で按分することが考えられます。

（単価契約）

Q6 当市ではプラスチック製容器包装について収集運搬および再資源化を一括で委託契約（単価契約）している。この場合、新支援ツールの収集運搬および資源化の項目に、どのように入力することになるか。

A6 プラスチック製容器包装について収集運搬および再資源化を一括で委託契約（単価契約）している場合、契約単価に対する収集運搬コスト及び再資源化に係るコストを見積書等から把握していただき、その各々の単価にごみ搬入量を乗じて、収集運搬コスト及び再資源化に係るコストを算定いただく必要がございます。（ただし、算定は新支援ツールでは対応できませんので、団体独自で行ってください）

算定後の数値は簡易版であれば原価シート、詳細版であれば01シートに以下の通りご入力ください。

■収集運搬コスト：1. 実態調査 34 表 収集運搬／生活系 or 事業系 or 共通（按分対象）／委託費

■再資源化に係るコスト：1. 実態調査 34 表 最終処分／生活系 or 事業系 or 共通（按分対象）／委託費

（建設中の資産）

Q7 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中のため、現時点では資産として計上していない。そのため、土地を含め有形固定資産の対象外として考えているが、この考え方で進めてよいか。

（広域ごみ処理施設は令和n年度から供用となりますので、その時点で資産に計上する考えとされているが、これでよいか。）

また、産業廃棄物最終処分場およびし尿処理施設（下水道放流）についても算出対象外と考えているが、これでよいか。

A7 お見込みの通りです。

○会計基準

（P7）基本事項 部門の定義 作業部門

Q8 焼却灰及び飛灰の熔融固化（資源化）を民間事業者へ委託する場合は、中間処理に計上か、最終処分に計上か。

A8 資源化にかかる費用は中間処理に計上します。

(P7) 基本事項 部門の定義 作業部門

Q 9 原価計算書の作業部門について、収集運搬については構成市町村が行い、中間処理以降を一部事務組合で行っている場合、当該一部事務組合の作業部門に収集運搬は含まれないと考えてよいか。

A 9 お見込みのとおりです。

(P7) 基本事項 部門の定義

Q 1 0 収集運搬部門の定義について、当市のごみ集積所の塵芥収集に係る業務は、委託により行っているところである。そのため、当市の担当部署では、当該委託に関する業務のほか、啓発活動、集団回収への支援、不法投棄防止対策などを行っており、こうした啓発活動等は、「管理部門」に該当することになるかと考えられるところであるが、その他、ごみ集積所の設置、管理に関する業務も行っており、この「ごみ集積所の運営管理に関する業務」は、管理部門の該当でよいか。それとも、収集運搬部門の該当になるか。

A 1 0 ごみ集積所の運営管理に関する業務は管理部門に該当します。

(P7) 基本事項 部門の定義

Q 1 1 当市では、ごみを中間処理施設等に搬入する前に計量所を設置し、(a) ごみ処理に係る受付及び手数料の徴収、(b) 搬入量を計測する計量システムの管理を行っているところであり、(a) に関する業務は、収集運搬部門を管理する部署が担当し、(b) に関する業務は、中間処理施設や最終処分施設の施設部門を管理する部署が担当しているところである。

中間処理施設にごみを搬入する前の(中継施設はない。)計量所の受付管理、システム管理に係る経費については、「収集運搬部門」、「中間処理部門」又は「管理部門」のどの部門の経費として計上するのがよいか。

A 1 1 原則として、(a) (b) とともに中間処理部門の経費として計上します。
ただし、実態を反映させるために、団体の判断により、中間処理部門、最終処理部門へ合理的な基準(当該経費を除いた原価での按分等)により按分することも考えられます。

(P8) 資産・負債一覧表 総則

Q 1 2 計上する資産については、補助対象施設のみではなく、市のごみ処理施設全般となるか。

A 1 2 市の一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産をすべて計上します。

(P8) 資産・負債一覧表 資産の部 総則

Q 1 3 「流動資産」「固定資産」の区分を行わないとあるが、一般に「流動資産」に区分される「現金、普通預金、貯蔵品」は、改訂後の会計基準では、「資産の部-その他」に区分され

る、という理解でよいか。

A13 一般廃棄物の処理にかかる「現金預金、未収金、棚卸資産等」がある場合は、「資産の部-その他」に区分して計上します。

(P9) 資産・負債一覧表 用語の定義

Q14 一般廃棄物最終処分場については資産として記載する必要があると考えているが、再調達価格の算定においては、路線価等、評価額を算出するための基準がない。対象地から一番近い路線価を用いる等、市独自の算出方法を用いてよいか。

A14 改訂後の会計基準では、資産の取得価額は、取得原価を基礎として計上します。ただし、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。））や都道府県支出金（補助金等）を財源とした場合でも、支出金相当額を取得価額から控除しないでください。固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五-Dに準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。

(参考)

最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減価償却費は次式により算定する。

生産高比例法による最終処分場の減価償却費 =
最終処分場の取得価額 × (当該年度の埋立量 / 全体計画埋立量)

※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。

(P9) 資産・負債一覧表 資産の部 有形固定資産

Q15 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設の建設に伴う環境影響評価を行ったが、県環境審議会でも事後調査を指示された。そこで①環境影響評価本調査に係る経費については、建設費用に含むため、計上せず、②事後調査に係る費用については、その他の移転費用として計上すると考えてよいか。

A15 ①環境影響評価本調査に係る経費は、新しい中間処理施設の建設に係る付随費用であり、「貸借対照表—有形固定資産—施設設備」の取得価額に含めて計上します。また、②事後調査に係る費用は、「行政コスト計算書—管理費用—物件費等」に計上します。

(P9) 資産・負債一覧表 資産の部 有形固定資産

Q16 取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とするがあるが、仮に30万円の機械設備を購入した際には、費用計上される、という理解でよいか。

- A16 原則として取得価額が50万円以上としていますが、公会計で整備されている固定資産台帳を基礎として固定資産計上額を算定することを想定しており、例えば固定資産台帳への資産計上基準が100万円以上とされている場合や30万円以上とされている場合には、当該会計基準を踏まえた固定資産計上基準とすることが考えられます。
- なお、固定資産計上金額を下回る機械設備等を購入した場合は費用に計上することになります。

(P10) 資産・負債一覧表 負債の部 総則

Q17 「流動負債」「固定負債」の区分を行わないとあるが、一般に「流動負債」に区分されるものがあつた場合には、「負債の部-その他」に区分されるという理解でよいか。

- A17 流動負債は「負債の部—その他」に計上することとなります。ただし、PFI、リース契約等長期継続契約に基づく1年以内支払予定の未払金についても、「長期未払金」に含めて計上します。

(P10) 資産・負債一覧表 負債の部 地方債

Q18 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中のため、広域ごみ処理施設建設工事の起債については資産として計上していないため対象外と考えてよいか。

- A18 施設の供用を開始した時点で起債は負債として計上してください。

(P11) 資産・負債一覧表 負債の部 退職手当引当金

Q19 一部事務組合において当該組合のプロパー職員にかかる退職手当引当金は当然計上するが、構成市町村から当該組合に出向している職員にかかる退職手当引当金は、改訂後の会計基準においては、計上を要さないという理解でよいか。

- A19 構成市町村から貴団体に出向している職員にかかる退職手当引当金は、貴団体が出向期間分の退職金を負担しない場合は、計上は不要です。

(P12～13) 原価計算書 処理原価 人件費

Q20 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設を運営している一部事務組合の人件費は、全額ごみ処理原価に計上可能か。

※啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等は組合の設立目的に含まれていないが、施設見学等、わずかに啓発活動を行っている。

- A20 啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等は組合の設立目的に含まれていない場合であっても、上記に記載の業務を行っている場合は「行政コスト計算書—管理費用—人件費」に計上する必要があります。

(P12～16) 原価計算書

Q2 1 ごみ中間処理施設の建設・運営を目的とした一部事務組合において、次の経費はごみ処理原価に含めるか教示願いたい。

【原価に含むと考えるもの】

- ・議員、監査委員以外の特別職（管理者等）の報酬（その他の人件費）
- ・建設地域の地元住民による環境保全活動に対する補助金（その他の移転費用）
- ・施設建設に係る地方債の利子（その他の移転費用）
- ・地域外の最終処分場を利用した際発生する、同級他団体に支出する環境協力負担金（その他の移転費用）
- ・中間処理施設の敷地、搬入用道路等の管理に係る経費（物件費、処理費）
- ・中間処理施設の火災保険や公用車のリース料（その他の物件費）

【原価に含まないと考えるもの】

- ・中間処理施設建設に伴い整備した地域振興施設の運営負担金
- ・組合議員の報酬
- ・監査に係る経費
- ・ホームページ、施設見学への対応などに係る経費
- ・災害等による敷地の復旧工事に係る経費

A2 1 「原価に含むと考えるもの」に記載の各項目については、ご認識の通りです。

「原価に含まないと考えるもの」に記載の各項目は以下の通り整理します。

- ・中間処理施設建設に伴い整備した地域振興施設の運営負担金
（一般廃棄物処理にかかる事業に関するものに限る）（その他の移転費用）
- ・組合議員の報酬（行政コスト計算書—管理費用—人件費）
- ・監査に係る経費（行政コスト計算書—管理費用—物件費等）
- ・ホームページ、施設見学への対応などに係る経費
（行政コスト計算書—管理費用—物件費等）
- ・災害等による敷地の復旧工事に係る経費
（行政コスト計算書—経常外費用—その他）

(P14) 原価計算書 処理原価 物件費等 委託費

Q2 2 当組合は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの中間処理を行う施設を運営しており施設の運営管理業務の委託契約は、人件費・薬剤費・修繕費等の施設の運営に必要な経費から、売電による収入等の一部を運営事業者の所掌とし、売電収入のうち運営事業者の所掌の額としたものを控除した額を委託料として支払う契約となっている。

ごみ処理原価について、実態調査72表には、運営事業者に支払った額（売電額の一部を控除した後の額）を記載しているが、ごみ処理原価を計算する際は、ごみ処理にかかった費用（提案額を控除する前の金額）で計上すべきと考えるが、いかがか。

A2 2 売電収入控除後の金額を「原価計算書—物件費等—委託費」に計上します。
この場合、控除した売電等金額が大きい場合は、注記の「V.その他特記事項」に

記載してください。

(P16、P18) 原価計算書 処理原価 移転費用

行政コスト計算書 経常費用 管理費用 移転費用

Q23 「2 処理原価 (3) 移転費用」の区分について、「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」となっており、「Ⅲ一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」の説明について、「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」と同一の文言が記載されているが、この両者の違いは何か。また、当市では、「組合分担金」として、「組合の議会及び執行機関の運営経費に係る負担金」を支出しているところであるが、当該負担金は、「Ⅲ一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書 ③移転費用」に計上することによいか。

A23 「2 処理原価 (3) 移転費用」の区分について、「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」については、収集運搬、中間処理及び最終処分各部門に属する「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」を指し、「Ⅲ一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」については、収集運搬、中間処理及び最終処分各部門に属さない「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」を指します。「組合の議会及び執行機関の運営経費に係る負担金」は、「Ⅲ一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書 ③移転費用」に計上します。

(P17～18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用

Q24 本組合は、3市を構成市とする一部事務組合であり、3市が各々ごみ焼却施設を所有し、処理している。各施設の老朽化が著しいことから、3市のごみを焼却する施設 (令和n年度：設計、令和n+1年度～令和n+3年6月：施工) を本組合が建設する計画となっている。そこで以下3点について質問する。

- ①その建設費に対して令和n年度から交付金を活用するよう地域計画を策定しており、令和n年度から本組合が交付金申請を行う予定としている。令和n年度については、計画支援事業のため原価計算書等の提出は不要という理解によいか。
- ②令和n+1年度からの施工については交付金申請時に添付する会計基準に則した原価計算書等は、本組合の令和n-2年度分を添付し、各構成市分の原価計算書等は不要という理解によいか。
- ③新支援ツールの「6-1 基礎情報シート (一部事務組合・広域連合用)」の記入について、一部事務組合等は情報が少ないため補足情報を記載となっているが、過去3カ年における構成市の状況とは具体的には何を記載すればよいか、具体例があれば教示願いたい。

A24 ①②については、お見込みの通りです。

③については、過去3カ年における構成市区町村の状況とは、構成市区町村数の増加及び減少があれば、「当組合は、令和 (平成) ○年度までA市、B市の2市で構成していたが、令和 (平成) ○年度からはA市、B市、C市の3市で構成されている。」などが考えられます。

(P17～18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用

Q25 管理職に係る人件費については、一律に「管理部門の人件費」として計上すべきか。または、職務内容に応じ、一部を収集運搬部門や中間処理部門などに按分した上で計上すべきか。

A25 管理職の職務内容に応じ、該当する部門へ按分してください。

(P18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用 その他管理費用

Q26 改訂後の会計基準では、ごみ処理事業債の利息は、ごみ処理原価ではなく、行政コストになると言う認識で良いか

A26 お見込みのとおり、行政コスト計算書の「その他管理費用」に計上されます。

(P18) 行政コスト計算書 経常費用 管理費用 その他管理費用

Q27 会計基準の改訂に伴い、ごみ処理事業債等の利息がごみ処理原価とされなくなった理由は何か

A27 ごみ処理事業債等の利息支払費用は財務費用であるため、処理原価には含めず、その他管理費用として計上することで行政コストには含めるとの整理をしています。

(P21) 行政コスト計算書 経常外費用 移転費用

Q28 移転費用については、会計基準新旧対照表の39ページに「5 経常外費用 (2) 移転費用」として「組合分担金等(建設・改良費)」「その他」に区分するようになっているが、「その他」として想定されるものに何かがあるか。

A28 一般廃棄物の処理を行う事業にかかる費用であって経常的に発生しない費用、例えば、事故に係る「補償・賠償金」などを計上することが考えられます。

**(P23) 行政コスト計算書 経常外収益 施設整備補助金等収入
国県等支出金(施設整備補助金)**

Q29 「経常外収益」の(1)国県等支出金(施設整備補助金)と実態調査の数値は必ず一致する必要があるか。

A29 経常外収益と実態調査の数値は、その市町村の運用によって一致しない場合があると考えています。

**(P23) 行政コスト計算書 経常外収益 施設整備補助金等収入
国県等支出金(施設整備補助金)**

Q30 計画支援事業として、交付金を受け入れた場合でも、「経常外収益」の(1) 国県等支出金(施設整備補助金)に計上するのか。

A30 お見込みの通りです。

(P28) 資産・負債一覧表 様式第1号

Q31 「様式第1号 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表」について、一般に複式簿記においては、貸借対照表の借方と貸方の計は一致することになるが、本一覧表には、「(差引) 資産負債差額c」という欄があり資産合計と負債合計が一致しない場ことを想定しているが、資産と負債の差額が発生する例はどのようなものか。

A31 資産負債差額は資産計上額と負債計上額の差額を算出しているのみですが、固定資産として計上されている資産の減価償却のペースと、固定資産整備の財源として発行した地方債の償還のペースが完全には一致しない事などから差額が発生します。

○新支援ツール関係

(固定資産台帳作成支援ツール)

Q32 「固定資産台帳作成支援ツールを用いる方法」「統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる方法」について、どちらでも良いか。

A32 どちらを用いて作成いただいても構いません。

(廃棄物の種類)

Q33 廃棄物種類ごとの原価計算について、新支援ツールでは生活系と事業系の2つの種類で原価計算等を行うが、廃棄物種類ごと(例えば、燃やせるごみ、アルミ缶等々)の原価を算出したい場合、新支援ツールを使用して算出された結果からこれらの廃棄物種類ごとの原価を算出することはできないか。もしできる場合算出方法を教示願いたい。

A33 新支援ツールを使用して算出された結果をもとに、廃棄物種類ごと(例えば、燃やせるごみ、アルミ缶等々)の原価を算出することは可能です。ただし、新支援ツールでは生活系、事業系よりも細かな廃棄物種類ごとへの対応はできませんので、団体独自で、調整の上算出していただく必要がございます。算出方法として、廃棄物種類ごとのごみ排出量等をもとに、生活系、事業系のコストをさらに按分していく方法が考えられます。

(「負債」シート)

Q34 負債シートの作成について、その他の記載欄については、上記(地方債、長期未払金、退職手当引当金)以外(賞与等引当金など)の負債をいう旨が記載されているが、賞与等引当金以外にも該当するものがあるか。

A34 賞与等引当金以外で流動負債に計上されているものがあれば計上することになります。なお、賞与等引当金は、一般廃棄物処理に係る事業に従事している職員に対するものを計上します。賞与等は毎年ほぼ同額であり、金額的影響が小さいことが想定されるため、総務省統一的な基準に基づく財務書類の作成にあたり、部門別に賞与等引当金を算定していない場合は、算定を省略することが可能です。

（「その他費用・収益」シート）

Q35 新支援ツールの「その他費用・収益シート」について、「経常収益の算定」の2. 補助金等収入の（3）その他 及び「経常外収益の算定」の1. 施設整備補助金等収入（3）その他 ですが、起債があれば入力を要するか。

A35 起債発行額は 「経常収益の算定」の2. 補助金等収入の（3）その他 及び「経常外収益の算定」の1. 施設整備補助金等収入（3）その他に計上する必要はありません。
起債残高がある場合は、資産・負債一覧表の地方債に計上してください。

（「作成上の留意事項及び部門の定義」シート）

Q36 新支援ツールの「6.原価集計」シートの従事職員数按分について、収集担当課や中間処理担当課の管理職や庶務担当者は、「6.原価集計」シートの「3（1）従事職員数による按分基準（人件）」の「管理」又は「収集運搬」等のいずれに計上すればよいか教示願いたい。（所属課の性質を考慮して「収集運搬」等に計上すればよいか。又は、現場作業に直接関わらない職員は全て「管理」にまとめて計上すればよいか。）

A36 新支援ツールの「作成上の留意事項及び部門の定義」シートにおける「部門の定義」を参考にしてください。
具体的には、収集担当課や中間処理担当課の管理職や庶務担当者の個人別の業務内容に関する職務分掌表等をもとに把握し、「管理（啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等）」業務に相当する部分と各作業部門業務に相当する部分の割合で個人別の人件費を按分し、「管理」及び「収集運搬」等の作業部門へ計上します。

（「基礎情報（市区町村用）」シート）

Q37 基礎情報入力シートの、（3）直接資源化、直接埋立量のうち、「処理残渣埋立」は全体の数量はわかりませんが生活系と事業系の内訳を出すことは困難である。
その場合、生活系・事業系のそれぞれのごみ処理量をもとに按分しても構わないか。

A37 全体量しか把握できない場合は、ごみ搬入量等の合理的な基準で按分することとなります。

（「1. 基礎情報」シート）

Q38 行政コスト計算書等作成の元となる新支援ツールの入力シート「1. 基礎情報」には生活系ごみ及び事業系ごみと区分けされており、さらに直営・委託・許可・直接搬入と分かれているが、当組合では各構成市からのごみの搬入量は把握しているが、シートにあるようなごみの具体的な内訳までは把握していない。当組合の事業にかかる計算書等を作成するにあたり、上記の区分で入力シートを作成するのではなく、例えば、生活系ごみ・混合ごみ・直営の欄に全体のごみ焼却量を一括で入力しても支障ないと思うが、これでよいか。

A38 具体的な内訳がわからない場合は、収集区分の合計欄に入力いただいて構いません。

（「1. 基礎情報」シート）

Q39 新支援ツール（1）基礎情報シートの作成について、2.（3）直接資源化，直接埋立量の21表を基に、処理残渣埋立量を生活系と事業系に分けて記入するようになっているが、分けることが難しい場合は、入力しないとしてよいか。

A39 1kg当たりの最終処分コストを生活系、事業系別に算出するために、処分残渣埋立量を使用します。そのため、生活系と事業系に分けて記入いただくことが望ましいです。生活系、事業系の具体的な数値がわからない場合は、合理的な割合（例えば、ごみ搬入量等の割合）で按分することが考えられます。

（「2. 資産」シート）

Q40 資産シートの作成について、作成手順として、一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除くに係る「取得価格」及び「減価償却累計額」）を記入するよう記載がある。資産シートを作成する上で、実態調査で報告している施設の有無に関わらず、行政財産として管理している旧処理施設、旧埋立地に関する全ての行政財産を積み上げた金額を入力する必要があるか。また、環境啓発に関する部門についても、作業手順に記載のある一般廃棄物処理に関する事業に該当するか。最後に、資産シートを作成するに当たり、固定資産台帳を基に入力する必要があるが、本市で確定した固定資産台帳は平成30年度末のものとなっている。現在、令和元年度の固定資産台帳の作成を行っている状況であり、確定する時期は、令和3年度を予定している。そのため、本市で最新のものである平成30年度末の固定資産台帳に基づき、資産シートを作成することでよいか。

A40 資産シートを作成する上で、実態調査で報告している施設の有無に関わらず、行政財産として管理している旧処理施設、旧埋立地に関する全ての行政財産を積み上げた金額を入力する必要があります。

- ・環境啓発に関する部門についても、一般廃棄物処理に関する事業に該当しません。
- ・資産シートは、令和元年度の固定資産台帳に基づき作成する必要があります。

地方公会計における固定資産台帳の整備が追い付いていない場合は、一般廃棄物処理に係る資産部分のみを別途把握の上、計上することが考えられます。

（「2. 資産」「3. 負債」シート）

Q4 1 「2.資産」シートについて、「一般会計等 財務4表 貸借対照表」の「現金預金」や「財政調整基金」については、明確にどの事業の資産か判断できません。会計基準の作成では、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除く）」の資産と判断できない場合は、資産として計上しなくて問題ないか。

また、「3.負債」シートについて「一般会計等 財務4表 貸借対照表」の「現金預金」や「財政調整基金」については、明確にどの事業の資産か判断できない。会計基準の作成では、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除く）」の資産と判断できない場合は、資産として計上しなくて問題ないか。

※上記で計上する場合は、市全体の現金預金等のうち一般廃棄物事業分を計算（按分等）する必要があると思う。会計基準等を確認した限りではそのような記載は無かったため、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除く）」の資産・負債と判断できない場合、会計基準への計上は不要と考えている。

A4 1 財政・会計担当や関係部署の方々と御相談のうえ、市全体の資産・負債のうち一般廃棄物事業分を計算（按分等）して計上できるものは、そのように計上してください。

また、明確に「一般廃棄物の処理に関する事業（し尿を除く）」の資産・負債と判断できない場合の会計基準への計上の要否については、各自治体において、経年比較や議会等のご対応で齟齬が生じないかなどの総合的なご判断により、計上の要否を決めていただければと思います。

（「6. 原価」シート）

Q4 2 新支援ツールの「6.原価」シート基礎情報の「ごみ搬入量及び直接資源化、埋立量」について、計算式が「基礎情報（市区町村用）」と「基礎情報（事務組合用）」の値となっている。一部事務組合の場合であっても、「基礎情報（市区町村用）」への入力が必要なのか。「基礎情報（事務組合用）」への入力だけでは、不足が生じてしまうのではないか。

A4 2 「基礎情報（事務組合用）」への入力のみで結構です。

（「6. 原価」シート）

Q4 3 新支援ツールの「6.原価」シートの作成について、1. 実態調査34表「処理費及び維持管理費」の中の「その他」の部分は、「実態調査34表01列23行の金額の内訳として、『移転費用(補助金・第三セクターへの拠出金等（集団回収に係る自治会等への補助費を含む））』『支払利息』『その他（物件費に該当するもの）』に区分し、入力してください。」とあるが、この3つに分けることが難しい費用については、入力しないとしてよいか。

A 4 3 不法投棄対策事業費，ごみ減量化等啓発推進費については、『その他（物件費に該当するもの）』の「管理」に計上、資源回収団体助成費は『移転費用』の「管理」に計上してください。

その他の費用についても、内容に応じて3区分のいずれか、部門は、収集運搬、中間処理、最終処分に該当しないものは管理に計上してください。

（「6. 原価」シート）

Q 4 4 新支援ツールの「6.原価」シートの従事職員数按分について、実態調査 03 表の「技能職・その他」にあたる職員は、「6.原価」シートの「3（1）従事職員数による按分基準（人件費）」の「管理」又は「収集運搬」等のいずれに計上すればよいか教示願いたい。（所属課の性質を考慮して「収集運搬」等に計上すればよいか。）

A 4 4 上記の質問と同様に、収集担当課や中間処理担当課の管理職や庶務担当者の個人別の業務内容に関する職務分掌表等をもとに把握し、「管理（啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等）」業務に相当する部分と各作業部門業務に相当する部分の割合で個人別の人件費を按分し、「管理」及び「収集運搬」等の作業部門へ計上します。

○交付金関係

（財務書類の提出）

Q 4 5 『一部事務組合等の場合は、交付申請書等に添付する「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表」は、組合全体の計算書等を添付して下さい。構成市町村毎の計算書等は不要です。』と通知があったが、1 町 2 組合で管理している既存の 3 施設を集約化することとし、広域連合で新設する場合、計算書等は 1 町 2 組合のデータを合算し広域連合として作成することになるか。

A 4 5 広域連合全体の決算実績がない場合は、事業主体毎の「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表」をご提出下さい。

（申請時の提出書類）

Q 4 6 令和 3 年度分の交付金を申請する際に提出する財務書類は、新支援ツールの簡易版で作成したものでよいか。

A 4 6 お見込みのとおりです。

（申請時の提出書類）

Q 4 7 新支援ツールについて、「簡易版」「詳細版」のどちらを使っても、交付金の要件として認められるか。

A 4 7 どちらを用いて作成していただいても、交付金の要件として認められます。

(会計基準の方式)

Q48 当市は、全国都市清掃会議が策定している会計基準（全都清方式）の考え方を踏襲しつつ、改訂前の会計基準の支援ツール（「旧支援ツール」という。）を活用して算出するという独自の方式で算出しており、これまで通り、旧支援ツールで作成した資料を提出しても交付要件を満たしていると考えてよいか、それとも新支援ツールで作成する必要があるか。

A48 改訂後の会計基準以外の方式とは、全都清方式、改訂前の環境省方式、自治体の独自方式のことをいいます。これまで通り、全都清方式の考え方を踏襲しつつ、旧支援ツールを活用して算出した資料（原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧表）を提出しても交付要件を満たしているとみなします。

(会計基準の方式)

Q49 改訂前の会計基準（旧支援ツール）を使用して財務書類を作成することは、自治体担当者にとって作業負担が大きいですが、廃棄物行政の状況を把握する上では有効と考える。現在旧支援ツールを使用して財務書類を作成している自治体にとっては、新支援ツールに切り替えるべきか、または旧支援ツールを使用し続けることでもよいか。
また、交付金の交付要件にも挙げられているため、その部分の取り扱いについても教示願いたい。なお、旧支援ツールを使用して財務書類をこれまで作成しており、新支援ツールに切り替えた場合、これまでの旧支援ツールでの算出結果と新支援ツールでの算出結果では、この2つの支援ツールの結果を経年的に比較するのは有効ではない（二つの支援ツールでの整合性はない）ということか。

A49 会計基準を改訂した目的の一つは、会計基準未導入の自治体が財務書類の作成にあたり簡易な支援ツールを活用することで作業負担が軽減され導入が促進されるようにすることであり、改訂前の旧支援ツールを使用した場合も交付金の対象となります。
新旧支援ツールの整合性については、簡易版と精緻版の違いがありますので、数値に乖離が出ると推測します。

(財務書類の対象年度)

Q50 令和n年度の交付金申請時点では令和n-2年度分までしか算定できないが、申請時点で算定している直近年度の原価計算書等を提出すれば交付要件を満たしていると考えてよいか。

A50 お見込みの通りです。

(一部事務組合の財務書類の作成)

Q51 当組合では4つの構成市から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分にかかる業務を担当し、収集輸送や組合の施設を介さない資源化などは構成市が行っているが、一部事務組合の場合は、交付申請書等に添付する「原価計算書」「行政コスト計算書」「資

産負債一覧」は、組合全体の計算書等を添付すれば足り、構成市町村毎の計算書等は不要と理解している。これは、組合所管業務だけで計算書等を作成し、組合が関与しない収集輸送や資源化等の構成市所管業務に関する経費等は計上しなくてよい、という意味か。あるいは、構成市別に分ける必要はないが収集輸送等、組合所管業務以外も含めて計算書等を作成する必要があるか。

- A 5 1 施設整備の事業主体が一部事務組合でしたら、組合所管業務だけで計算書等を作成し、組合が関与しない収集輸送や資源化等の構成市所管業務に関する経費等は計上しなくてよいということになります。
ただし、環境省として交付金の要件とは別に、各自治体が、自身の廃棄物処理事業に係るコストを把握する等の観点から財務書類を作成いただくことを推奨していますのでご承知おきください。

(一部事務組合の財務書類の作成)

Q 5 2 一部事務組合が交付金を活用して新たなごみ処理施設の整備を進める場合、構成市町村についても会計基準の導入が必要となるか。

- A 5 2 一部事務組合が交付金を活用して新たなごみ処理施設の整備を進める場合は、一部事務組合のみの導入で差し支えありません。
ただし、環境省として交付金の要件とは別に、各自治体が、自身の廃棄物処理事業に係るコストを把握する等の観点から財務書類を作成いただくことを推奨していますのでご承知おきください。

(一部事務組合の財務書類の作成)

Q 5 3 一部事務組合の場合、入力用の各シートには一部事務組合の内容のみを入力するか。各構成市町村の情報は入力不要か。また、各構成市町村の入力が必要な場合は構成市町村ごとの数値を合算して計上すれば良いか。構成市町村ごとにファイルを作成する必要があるか。

- A 5 3 入力シートには、一部事務組合の内容のみを入力してください。なお、各構成市町村の情報入力は不要です。

(一部事務組合の財務書類の作成)

Q 5 4 ごみ焼却施設の新設の際に交付要件となる財務書類の対象範囲について、当組合は5市1町で構成される一部事務組合であり、管内の可燃ごみの焼却処理を行っている。また、収集運搬及び可燃ごみ以外の中間処理は構成市町がそれぞれ行っている。地域計画は組合と構成市町が合同で作成しているが、当組合がごみ焼却施設を新設する場合、財務書類の作成範囲は、組合の会計のみ（構成市町負担金は財務書類の該当欄に計上）でよいか。または、組合会計及び構成市町会計のうち一般廃棄物事業に係る部分を合算して財務書類を作成する必要があるか。

A54 施設整備の事業主体が一部事務組合でしたら、組合所管業務だけで計算書等を作成し、組合が関与しない収集輸送や資源化等の構成市所管業務に関する経費等は計上しなくてよいということになります。

(一部事務組合の財務書類の作成)

Q55 2市2町広域ごみ処理施設について、当該施設を現在建設中であり、広域ごみ処理施設組合は未設立であるが、広域ごみ処理施設の資産、負債を計上する必要がある場合、提出は2市2町を合算した分ではなく、A市分のみと考えている。他市町（B市・C町・D町）分は不要としてよいか。

A55 広域ごみ処理施設組合は未設立である場合、構成市町村毎の財務書類の提出が必要となりますので、A市・B市・C町・D町、それぞれの財務書類の作成が必要となります。

(計画支援事業)

Q56 ①当事務組合のn年度の交付申請は、広域ごみ焼却施設の新設に係る計画支援事業（調査・計画等）のみに対する申請となることから、計画支援事業の交付申請においては、「原価計算書」、「行政コスト計算書」、「資産・負債一覧表」の提出は不要とあるが、前述の3書類について作成できる内容が無いため提出不要との認識でよいか。
（当事務組合においては、広域ごみ焼却施設の新設に関し、調査・計画類を策定する段階であり、土木・建設事業はn+4～n+5年度から開始される見込みとなっている。現時点では、各構成自治体のごみ焼却施設を所有・運営している）

A56 一般的に計画支援事業の交付申請においては、「原価計算書」、「行政コスト計算書」、「資産・負債一覧表」の提出は不要としています。
また、貴組合は、広域ごみ焼却施設の新設土木・建設工事をRn+4～n+5年度に開始を見込んでいるとのことなので、その時点で、交付金の申請を行う場合は、各構成自治体におけるごみ焼却施設の所有・運営に関する財務書類を提出する必要があります。
また、環境省として交付金の要件とは別に、各自治体が、自身の廃棄物処理事業に係るコストを把握する等の観点から財務書類を作成いただくことを推奨していますのでご承知おきください。

(注記の対象)

Q57 注記の対象については、平成17年度創設以降、交付金（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む）の交付対象となったすべての事業となるか。
また、古い施設など、交付金（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む）対象外の施設は記載不要となるか。
最後に、事業が完了していないものも、予定として対象となるか。

A57 国からの交付金（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む）を受けた施設で現存しているものについては記載対象となります。

ただし、その他の国からの交付金対象施設で現存するものについての記載をすることを妨げるものではありません。

また、古い施設など、交付金（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金含む）対象外の施設は記載不要です。

該当年度の実態調査において国庫支出金収入が計上されているものについて、事業が完了していなくても注記の対象となります。